

平成29年 第7回

戸田市教育委員会定例会

平成29年7月27日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第7回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第 4号 戸田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について…………… 1

報告第 5号 戸田市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について…………… 4

(2) 議案

議案第24号 戸田市いじめ防止基本方針の改訂について……………当日配付

議案第25号 平成29年度行政評価(案)について……………別紙

議案第26号 平成29年度一般会計教育委員会関係9月補正予算(案)について…………… 8

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程(案)

平成29年8月24日(木) 午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

(当日配付資料)
議案第24号

戸田市いじめ防止基本方針

(改定案)

平成26年5月29日
(平成29年●月●日改定)
戸 田 市

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢	1
1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
(1) 法第2条に規定されているいじめの定義	
(2) いじめの認知に関する考え方	
3 いじめの理解	
第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組	3
1 いじめの未然防止	
2 いじめの早期発見	
3 いじめへの対処	
4 いじめ解消の定義	
5 家庭や地域との連携	
6 関係機関との連携	
第3 いじめ防止等のための対策の内容	6
1 いじめ防止等のための組織	
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) いじめ問題調査委員会の設置	
(3) 生徒指導支援センターの活用	
2 教育委員会が実施する施策	6
(1) 基本的な方針	
(2) 組織的な対応	
(3) 未然防止に向けた定期的なアンケート	
(4) 専門的な相談員等の配置	
(5) 教職員の研修等	
(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策	
(7) 啓発活動	
(8) 出席停止・就学校の指定の変更・区域外就学	
(9) 戸田市いじめ防止基本方針の見直し	
(10) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・評価	

3	学校が実施する施策	8
	(1) 学校いじめ防止基本方針	
	(2) 学校におけるいじめ等の対策のための組織の設置	
	(3) いじめ事案における学校内の情報共有	
	(4) 学校におけるいじめ防止等に関する取組	
	(5) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知	
第4	重大事態への対処	12
1	重大事態とは	
2	重大事態の発生と調査	13
	(1) 重大事態の報告	
	(2) 調査の趣旨及び調査主体	
	(3) 調査を行うための組織	
	(4) 調査の実施に当たって	
	(5) その他の留意事項	
3	調査結果の提供及び報告	15
	(1) 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供	
	(2) 調査結果の報告	
4	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	16
	(1) 再調査	
	(2) 再調査を行う機関	
	(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

戸田市は、これまでも、「いじめは絶対許さない」こととし、市、学校、家庭、地域が連携していじめの防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市いじめ防止基本方針」を策定した。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめはどの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、児童生徒が十分理解できるよう行われなければならない。

さらに、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(1) 法第2条に規定されているいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの様態

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。

したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えらるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

3 いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

1 いじめの未然防止

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

このため、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、スト

レスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが重要である。

加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域、その他の関係機関と連携して児童生徒を見守っていくことが必要である。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

そのため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を初めとして、市教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」や県教育委員会作成の生徒指導ハンドブック「New I's」を通じて、理解を深めておく必要がある。さらに、学校における組織的な対応を可能とする体制の整備が必要である。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ

て行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。PTAや学校応援団、民生委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。

6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実させる必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。

第3 いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

戸田市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、戸田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

この連絡協議会は、必要に応じて開催する会議体とする。

会議の内容は以下の通りである。

- ① いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- ② 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ③ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

(2) いじめ問題調査委員会の設置

市教育委員会は、重大事態が発生した際に調査を行うため、法第14条第3項に基づき、条例の定めるところにより戸田市いじめ問題調査委員会を設置する。

(3) 生徒指導支援センターの活用

市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、生徒指導支援センターを活用する。

2 教育委員会が実施する施策

(1) 基本的な方針

いじめ対応マニュアルを作成し、全学校へ配布する。全教職員がいじめに対する理解と対処のあり方について理解するための指針とする。

(2) 組織的な対応

生徒指導支援センターを開催し、市全体のいじめ防止の取組や、学校への支援について協議し、人的・物的支援について検討する。

市生徒指導委員会及び学校警察連絡協議会を開催し、各学校や警察からの情報提供により情報を共有し、学校間で連携していじめ防止に取り組んでいく。

こども家庭課、児童青少年課等の関係課との定期的な連携により、市長部局とともにいじめ防止に取り組んでいく。

(3) 未然防止に向けた定期的なアンケート

全中学校1年生を対象とした学校生活アンケートを6月に実施する。環境が変わり、新たな仲間たちとの集団の中で、学習、生活、人間関係等において悩みはないかを調査し、結果を基に、学校と市教育センター、さわやか相談室が

連携して個別相談等に生かしていく。

(4) 専門的な相談員等の配置

教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員、スクールソーシャルワーカー及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。

各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。

また、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。

また、定期的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどからなる専門家チームを学校に派遣し、学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わる。

(5) 教職員の研修等

いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子どもへの暴力防止や自殺予防等の研修会を実施する。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、学校の巡回相談を行うとともに、教職員のカウンセリングマインドの育成等について専門的な見地から関わる。

さらに、さわやか相談員と連携して、グループエンカウンターやロールプレイを取り入れた体験的なプログラムを実施し、児童生徒がいじめに対する対処の仕方を学ぶ授業を行う。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

学校における情報モラル教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用してSNSの利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童生徒や家庭への啓発を実施する。

(7) 啓発活動

いじめ対応保護者向けリーフレットや児童生徒用いじめ防止リーフレット、さらには、教師用いじめ等防止指導資料を作成・配布する。

また、戸田市中学校生徒会や戸田市小学校児童会による自発的な取組により、市内全児童生徒にいじめ撲滅の意識の高揚を図る。

(「戸田市中学校いじめ撲滅宣言」や「戸田市小学校いじめのない楽しい学校宣言」の遵守と推進)

(8) 出席停止・就学校の指定変更・区域外就学

加害児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。また、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

さらに、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(9) 戸田市いじめ防止基本方針の見直し

より実効性の高い取組を実施するため、市基本方針が地域の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

(10) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・評価

いじめの実態把握の取組状況、学校における定期的なアンケート調査、事故報告、個人面談の取組状況等を点検・評価し、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づいた対応がなされているかを随時確認し、必要に応じて指導する。

3 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。また、国や県、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、各学校の実情に応じて適時・適切に見直す必要がある。

○ 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の意義を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認させる。

○ 学校基本方針においては、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況の評価する。

- 学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等が関わることを整える。
- 学校基本方針は各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員、学校評議員代表、PTA会長、臨床心理士等、学校の実情を踏まえて校長が定める。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わるものとする。さらに、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加により、より実効的ないじめ問題への対応が図られるよう工夫する。

また、学校対策委員会を実効的に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫する必要がある。さらに、児童生徒及びその保護者が、学校対策委員会の存在やその取組について認識できるよう、様々な機会を通じて周知する必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態について、学校が調査を行う場合は、学校対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも有効である。

学校対策委員会の具体的な役割は以下の通りである。

- いじめの未然防止・早期発見の取組を実効的に行う。
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、

認知の判断、事案対処を行う。

- 学校基本方針の点検・見直しを行う。
- いじめ防止に係る校内研修等の企画を行う。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、P D C Aサイクルの機能を推進させる。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

(3) いじめ事案における学校内の情報共有

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

各学校における情報共有のための具体的な体制や方法については、以下に示す内容に留意しながら、学校の実情に合わせて行う。

- 学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針で定め、教職員に周知する。
- 教職員は、いじめの情報を学校対策委員会に報告・共有する義務があることを教職員に周知・徹底する。
- 市生徒指導委員会及び市教育委員会が検討、作成した記録様式を基に各教職員がいじめの対応に係る記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を残し、学校対策委員会に共有する。

(4) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実情に合わせて計画し実行していく。

① いじめの未然防止

- ・ 考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる指導の充実
- ・ 児童生徒が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進

- ・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・思いやりの心を育む教育
- ・児童生徒等の特性に応じた適切な指導
- ・望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進（宿泊体験活動、異学年交流等）
- ・規範意識を高める児童生徒の自発的な取組
- ・学校生活アンケートを実施し、その結果から、管理職のリーダーシップの下、教育相談や個人面談を実施
- ・インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育の充実・徹底
- ・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等
- ・個々の児童生徒の障害の特性への教職員の理解促進
- ・教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進
- ・性同一性障害や性的指向・性自認についての、教職員への正しい理解
- ・被災児童生徒に対する心のケア

② いじめの早期発見

- ・児童生徒理解、信頼関係づくり
- ・いじめに関するアンケートの実施
- ・教育相談の実施
- ・教職員の研修
- ・何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・外部相談機関との連携

③ いじめ事案への対処

- ・実態把握
- ・被害児童生徒への支援
- ・加害児童生徒への指導
- ・保護者との連携
- ・周囲の児童生徒への指導
- ・教育委員会との連携
- ・いじめ解消までの組織的な対応

④ 家庭や地域との連携

- ・PTA家庭教育学級
- ・各中学校区の地域の会
- ・各地区との懇談会

⑤ 関係機関との連携

- ・ 蕨警察署
- ・ 南児童相談所
- ・ 戸田市人権教育推進協議会

(5) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知

- 学校基本方針や学校対策委員会等について、児童生徒に周知し、加害行為への抑止や被害児童生徒への安心感を与える。
- 学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

法第28条第1項において、次のとおり重大事態について定めている。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な損害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生したときには、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、これを市長に報告する。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、当該重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校からの報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

学校が調査主体になる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

(3) 調査を行うための組織

①学校が主体となる場合

各学校が設置している「いじめ問題対策委員会」を母体とし、学校評議員、PTA代表、教育センター心理相談員等の学校以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成により組織する。

②市教育委員会が主体となる場合

条例により設置した戸田市いじめ問題調査委員会をもって組織する。

(4) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、市教育委員会

及び学校は調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

① 被害児童生徒から聴き取りが可能な場合

被害児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査を行うことが必要である。

調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめ行為をやめさせる。

また、被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② 被害児童生徒から聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、被害児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議して調査に着手することが必要である。

③ 自殺の背景調査における留意事項

被害児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった被害児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、国が策定した「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が行う調査については、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会の適切な対応が求められる。
- 情報の発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

（5）その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等、被害児童生徒の支援のため弾力的な対応を検討する必要がある。

さらに、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

3 調査結果の提供及び報告

（1）被害児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

市教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係や再発防止策について適時・適切な方法で説明を行う。これらの情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会より市長に報告する。

なお、(1)の説明結果を踏まえて、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合は、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記3(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、地方公共団体の長による再調査は、以下等のような場合に行う必要がある。

①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合

②事前に被害児童生徒及びその保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

③市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、市教育委員会又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

(2) 再調査を行う機関

再調査を実施する機関については、当該調査の公平性・中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者で組織する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、当該学校へ指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

「戸田市いじめ問題対策連絡協議会 及び 戸田市いじめ問題調査委員会 合同会議」
 における議論等を踏まえた「戸田市いじめ防止基本方針」の主な改定ポイント

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

合同会議における議論等	戸田市いじめ防止基本方針	
	改定前	改定後の案
<p>第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢</p> <p>・いじめはどこの学校にも起きている、どの子にも起きうると長らく言われてきているが、戸田市ではどの子にも起きている、またどの学校にも起きているのだという気持ちで、いじめの根絶、いじめを絶対に許さないという、チーム教育委員会さらにはチーム戸田市ということで進めていきたい。</p> <p>【合同会議】</p> <p>○いじめの認知に関する考え方について周知・徹底する。</p> <p>○いじめを漏れなく認知するため、初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組むことが重要。</p> <p>【合同会議】</p> <p>○子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。</p> <p>【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】</p> <p>○文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。(中略)</p> <p>また、各教育委員会は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。</p> <p>【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】</p>	<p>第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢</p> <p>1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念</p> <p>いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関わる問題であることを認識し、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。</p>	<p>第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢</p> <p>1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念</p> <p>いじめ防止等のための対策は、いじめはどの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。</p> <p>2 いじめの定義</p> <p>(2) いじめの認知に関する考え方</p> <p>(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。</p> <p>したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。</p> <p>(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。</p> <p>(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。</p>

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
 - 解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定的であることを具体例を示しながら明確にする。
 - 児童生徒間で解決できるような、初期段階のいじめに関しても学校が組織として認知し、必要に応じて対応する。
 - いじめへの対処方法として、状況に応じて、見守る、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であることを示す。
- ただし、いじめであるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。

【国の基本方針】

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に扱う必要がある。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

合同会議における議論等	戸田市いじめ防止基本方針	
	改定前	改訂後の案
<p>○道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。 【国の基本方針】</p>	<p>1 いじめの未然防止 いじめの問題の根本的な解決のためには、全ての児童生徒を対象とした未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。さらに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが必要である。</p>	<p>1 いじめの未然防止 根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。 このため、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが重要である。 加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。</p>
<p>○アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。 【国の基本方針】</p>	<p>2 いじめの早期発見 <u>「いじめはどの子にも起こりうる」という認識を持ち、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候やサインを見逃すことなく、アンテナを高く保つとともに、教職員間で積極的に情報交換し、情報を共有することが大切である。</u></p>	<p>2 いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。</p>
<p>○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。 【国の基本方針】</p> <p>○加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付ける。 【国の基本方針】</p>	<p>3 いじめへの対処 いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携を進める。</p>	<p>3 いじめへの対処 いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。</p>

○いじめの「解消」の定義を明確化し、学校はいじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。

【国の基本方針】

○3ヶ月が終わった時点で、これはいじめではなくなったとするのではなく、先生方が学校で組織的に、記録を取りながら判断するなど、3ヶ月が終わったからではなく、継続的な対応を大切にしてほしい。

【合同会議】

○3ヶ月を過ぎたから大丈夫だと捉えられ、誤解をされる危険が出てきてしまうと思う。国は一応の目安として出したのだろうと思うが、3ヶ月経ったから安心とは考えない方がよい。

【合同会議】

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

○地域で、各家庭がどのような家庭であるかを見守っていくことが重要である。子どもが学校の中で言えない事でも、主任児童委員であれば話をしてくれる。そのようなところを活かし、学校と連携をとっていけるよう、主任児童委員などが活躍していけたらいいと思う。

【合同会議】

○こども青少年部でも児童相談を行っており、それぞれの対策、役割があると思うが、専門職という立場で連携したい。

【合同会議】

○スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーが、新しく市の独自の事業として配置されることは、前向きに進んでいると思う。一方で懸念もある。福祉施設の現場でも様々な職種の方がいる。学校でも様々な職種の方がいるため、その職種間の連携が非常に大きい。

【合同会議】

○市の精神保健福祉士や保健師、ケースワーカーなどさまざまな職種はいるが、学校現場の先生たちとの連携が難しいということがあった。児童虐待の問題などで、こども青少年部とはやり取りができるようになったとは思いますが、スクールソーシャルワーカーが地域で支える人、民生委員のように、先生と子ども、またその周りの職種の人達を繋げることができ、連携のネットワークを作り上げていくことができればより良いと思う。

【合同会議】

○学校の中にそれぞれの専門職が入ってきたとき、いかに連携を取り、チーム力を上げていくかである。それぞれの役割分担を明確にするのではなく、いかにそのグレーゾーンの重なっている部分を充実させていくかが重要である。

【合同会議】

4 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。PTAや学校応援団の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。

5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築する必要がある。

5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。PTAや学校応援団、**民生委員や児童委員**の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。

6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、**加害**児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、**役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。**

第3 いじめ防止等のための対策の内容

合同会議における議論等	戸田市いじめ防止基本方針	
	改定前	改訂後の案
<p>○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">【国の基本方針】</p>	<p>2 教育委員会が実施する施策</p> <p>(4) 専門的な相談員等の配置</p> <p>教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。</p> <p>各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。</p> <p>また、<u>全中学校区</u>にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。</p>	<p>2 教育委員会が実施する施策</p> <p>(4) 専門的な相談員等の配置</p> <p>教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。</p> <p>各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。</p> <p>また、<u>全小・中学校</u>にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。</p> <p>また、定期的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどからなる専門家チームを学校に派遣し、学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わる。</p>
<p>○基本は、学校の先生の一人一人が生徒に寄り添い、生徒の悩みを聴き取るという、カウンセリングマインドを大切にすることで対応すれば問題は大きくならず解決も早い。</p> <p style="text-align: right;">【合同会議】</p>	<p>(5) 教職員の研修</p> <p>いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子どもへの暴力防止プログラム(CAPプログラム)研修会を実施する。 (各校1名参加の悉皆研修)</p>	<p>(5) 教職員の研修等</p> <p>いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子どもへの暴力防止や自殺予防等の研修会を実施する。</p> <p>また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、学校の巡回相談を行うとともに、教職員のカウンセリングマインドの育成等について専門的な見地から関わる。</p> <p>さらに、さわやか相談員と連携して、グループエンカウンターやロールプレイを取り入れた体験的なプログラムを実施し、児童生徒がいじめに対する対処の仕方を学ぶ授業を行う。</p>
<p>○インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。</p> <p style="text-align: right;">【国の基本方針】</p>	<p>(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策</p> <p><u>ネットパトロールを実施し、必要な情報を学校に報告して、早期対応につなげる。</u></p> <p><u>インターネットトラブル・ネットいじめ対応研修会を実施するとともに、各学校に、児童生徒及び保護者を対象とした情報モラル講習会の開催を依頼し、インターネットを介したいじめ防止の意識の高揚を図るとともに、効果的に対処できるよう啓発する。</u></p>	<p>(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策</p> <p><u>学校における情報モラル教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用してSNSの利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童生徒や家庭への啓発を実施する。</u></p>

○教育委員会に対して、出席停止措置の手順、出席停止中の加害者に対する支援を含む留意事項等を示し、必要な場合に出席停止措置を適切にとることができるよう支援を行う。

【国の基本方針】

○地方いじめ防止基本方針は、当該地方公共団体の実情に応じいじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載されることが想定される。例えば、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定めたり、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めたりするなど、より実効的な地方いじめ防止基本方針とするため、地域の実情に応じた工夫がなされることが望ましい。

【国の基本方針】

○教育委員会が、学校基本方針のPDCAサイクルが機能しているかについて点検を行う。

【国の基本方針】

○教育委員会は、事故報告や調査等をもとに、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応がなされているかを随時確認し、必要に応じて指導する。

【合同会議】

○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。

【国の基本方針】

○年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の意義を確認する。

【合同会議】

3 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国又は埼玉県及び戸田市で策定した「基本方針」を参考にして、学校としていじめ防止等の取組をどのように行うかについての基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)として定める。

(8) 出席停止・就学校の指定変更・区域外就学

加害児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。また、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

さらに、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(9) 戸田市いじめ防止基本方針の見直し

より実効性の高い取組を実施するため、市基本方針が地域の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

(10) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・評価

いじめの実態把握の取組状況、学校における定期的なアンケート調査、事故報告、個人面談の取組状況等を点検・評価し、学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という)に基づいた対応がなされているかを随時確認し、必要に応じて指導する。

3 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ基本方針

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。また、国や県、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、各学校の実情に応じて適時・適切に見直す必要がある。

○いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置づけるよう促す。学校基本方針において、いじめ対策の達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。 【国の基本方針】

○学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等を確実に関わらせる仕組みを構築する。 【国の基本方針】

○学校基本方針を各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。 【国の基本方針】

○学校のいじめ対策組織

○いじめ対策組織は、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織であることを改めて周知する。 【国の基本方針】

○学校のいじめ対策の企画立案等を学級担任を含めたすべての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善するよう促す。 【国の基本方針】

○生徒指導委員会や教育相談部会等、既存の組織を活用して実効的に機能する組織とする。また、適切に外部専門家との助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者会議に分けるなどして、学校の実情に応じて運営方法を工夫する。 【合同会議】

「学校基本方針」は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
学校におけるいじめ防止、早期発見及び早期対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定により、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という）を設置する。

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員、学校評議員代表、PTA会長、臨床心理士等の中から学校の実情により校長が定める。さらに、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察官経験者など外部専門家等の参加により、より実効的ないじめ問題への対応が図られるよう工夫する。

当該組織の具体的な役割は以下の通りである。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の意義を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認させる。

○ 学校基本方針においては、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

○ 学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等が関わることを整える。

○ 学校基本方針は各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員、学校評議員代表、PTA会長、臨床心理士等、学校の実情を踏まえて校長が定める。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わることとする。さらに、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加により、より実効的ないじめ問題への対応が図られるよう工夫する。

また、学校対策委員会を実効的に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担してお

○児童生徒及び保護者に対して、学校のいじめ対策組織の存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。

【国の基本方針】

○教職員は、いじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務があること、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について、改めて周知徹底する。

【国の基本方針】

○いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげるのが目的である。

【国の基本方針】

○管理職として、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境作りに取り組む必要がある。

【合同会議】

○学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針で定めて周知しておくこと等、情報共有の在り方について改めて示す。

【国の基本方針】

○いじめは許さないものとし、調査をして、小さな事もきちんと拾い、対応していくことが大切である。学校だけで抱え込

くなど、学校の実情に応じて工夫する必要がある。さらに、児童生徒及びその保護者が、学校対策委員会の存在やその取組について認識できるよう、様々な機会を通じて周知する必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態について、学校が調査を行う場合は、学校対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも有効である。

学校対策委員会の具体的な役割は以下の通りである。

- いじめの未然防止・早期発見の取組を実効的に行う。
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、事案対処を行う。
- 学校基本方針の点検・見直しを行う。
- いじめ防止に係る校内研修等の企画を行う。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

(3) いじめ事案における学校内の情報共有
(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

各学校における情報共有のための具体的な体制や方法については、以下に示す内容に留意しながら、学校の実情に合わせて行う。

- 学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針で定め、教職員に周知する。

まず、現場任せにせず、さまざまな連携を使いながら対応しなければならない。 【合同会議】

○各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に共有する。学校は報告すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておく。

【国の基本方針】

○道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。

【国の基本方針】

○児童生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。 【国の基本方針】

○望ましい人間関係の形成に高い教育効果が期待される学校行事を充実する。 【合同会議】

○スマホの所持率が上がったことにより、ネットトラブルが増えているが、学校側ができるのは注意喚起や情報モラル教育が限界であり、それらを繰り返し、生徒に意識がついていくように、時間をかけて子どもたちを育てていくしかない。

【合同会議】

○人権教育について、人権尊重の意識を高める教育の推進のため、各地域の人権擁護機関等との連携を推進する。

【国の基本方針】

○性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

【国の基本方針】

（3）学校におけるいじめ防止等に関する取組

各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実情に合わせて計画し実行していく。

①いじめの防止

- ・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・思いやりの心を育む教育
- ・児童生徒等の特性に応じた適切な指導
- ・豊かな体験活動を通じた温かい集団づくり
- ・規範意識を高める児童生徒の自発的な取組
- ・インターネット等を介したいじめの防止

②いじめの早期発見

- ・児童生徒理解、信頼関係づくり
- ・教職員の研修
- ・何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・外部相談機関との連携

③いじめへの対処

- ・実態把握
- ・当該児童生徒、保護者への指導
- ・周囲の児童生徒への指導

④家庭や地域との連携

- ・PTA家庭教育学級
- ・各中学校区の地域の会
- ・各地区との懇談会

⑤関係機関との連携

- ・蕨警察署
- ・南児童相談所
- ・戸田市人権教育推進協議会

○教職員は、いじめの情報を学校対策委員会に報告・共有する義務があることを教職員に周知・徹底する。

○市生徒指導委員会及び市教育委員会が検討、作成した記録様式を基に各教職員がいじめの対応に係る記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を残し、学校対策委員会に共有する。

（4）学校におけるいじめ防止等に関する取組

各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実情に合わせて計画し実行していく。

①いじめの未然防止

- ・考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる指導の充実
- ・児童生徒が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進
- ・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・思いやりの心を育む教育
- ・児童生徒等の特性に応じた適切な指導
- ・望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進（宿泊体験活動、異学年交流等）
- ・規範意識を高める児童生徒の自発的な取組
- ・学校生活アンケートを実施し、その結果から、管理職のリーダーシップの下、教育相談や個人面談を実施
- ・インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育の充実・徹底
- ・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等
- ・個々の児童生徒の障害の特性への教職員の理解促進
- ・教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進
- ・性同一性障害や性的指向・性自認についての、教職員への正しい理解
- ・被災児童生徒に対する心のケア

②いじめの早期発見

- ・児童生徒理解、信頼関係づくり
- ・いじめに関するアンケートの実施

○学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。
【国の基本方針】

○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。
【国の基本方針】

○いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
【国の基本方針】

- ・教育相談の実施
- ・教職員の研修
- ・何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・外部相談機関との連携

③ いじめ事案への対処

- ・実態把握
- ・被害児童生徒への支援
- ・加害児童生徒への指導
- ・保護者との連携
- ・周囲の児童生徒への指導
- ・教育委員会との連携
- ・いじめ解消までの組織的な対応

(5) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知

- 学校基本方針や学校対策委員会等について、児童生徒に周知し、加害行為への抑止や被害児童生徒への安心感を与える。
- 学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第4 重大事態への対処

合同会議における議論等	戸田市いじめ防止基本方針	
	改定前	改訂後の案
<p>○具体的な事例等を示しながら、学校に対して重大事態の定義を周知徹底する。 【国の基本方針】</p>	<p>1 重大事態とは 法第28条第1項において、<u>次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。</u></p> <p>1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> <p>「いじめにより」とは各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。</p> <p>また、<u>第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合 ○ 金品等に重大な損害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 等 <p><u>第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握して判断する必要がある。</u></p> <p>また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等にあたる。</p>	<p>1 重大事態とは 法第28条第1項において、次のとおり重大事態について定めている。</p> <p>第五章 重大事態への対処 (学校の設置者又はその設置する学校による対処)</p> <p>第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">【いじめ防止対策推進法】</p> <p>「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。</p> <p>また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たることを徹底させるため、改めて留意点として明確に示す。 【国の基本方針】

2 重大事態の発生と調査

(4) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、教育委員会及び学校は調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記3(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた

児

童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の

- 金品等に重大な損害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、**児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。**

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、**学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。**

2 重大事態の発生と調査

(4) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、**国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ**、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、**市教育委員会及び学校は調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。**

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記3(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という)を行う。再調査についても、**市教育委員会等**による調査同様、再調査の主体は、**被害**児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

○重大事態の調査結果に対する再調査について、どのような場合に再調査が行われるべきかを明確にするべきである。

【国のいじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論】

○例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分であるため、地方公共団体の長等は再調査の実施について検討すること。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

【国のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン】

進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、地方公共団体の長による再調査は、以下等のような場合に行う必要がある。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒及びその保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、市教育委員会又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

「戸田市いじめ防止基本方針（改定案）」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市いじめ防止基本方針（改定案）について
 意見募集期間 平成29年6月15日（木）から平成29年7月14日（金）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、4名の方から4件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え】

	ご意見の内容	市からの回答(対応)
1	児童会活動や生徒会活動のように、子供が自分のことと考えられる主体的な取組を積極的に行うことが大切だと思う。	<p>貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>御意見の趣旨については、P10(4)「学校におけるいじめ防止等に関する取組」に記載しております。児童生徒たちが主体的に参画するいじめの防止に向けた活動を支援し、いじめをしない、させない、許さない風土づくりが進められるよう、取り組んでまいります。</p> <p>また、一人一人のよさや違いを認め合い、いじめのない笑顔かがやく平和な学校にするために、自分たちにできることは何かを考え、実行する「戸田市いじめ根絶ピースプロジェクト」を全小・中学校で取り組んでまいります。</p>
2	学校はいじめを隠さず、積極的に認知し、加害者に対して、二度と同じことを繰り返さないように徹底的に指導して欲しい。	<p>貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>御意見の趣旨については、P2「(2)いじめの認知に関する考え方」、P4「4いじめ解消の定義」に記載しております。極めて初期段階のいじめも含めて、組織で認知し、被害児童生徒を徹底的に守り通し、加害児童生徒に対しては教育的配慮の下、関係機関と連携しながら、毅然とした態度で指導し、見守っていくように対処いたします。</p>
3	ニュースを見ていると、いじめを助長する言動の先生がいたことで、いじめがエスカレートしていったと言っていた。そのような先生はこの基本方針の趣旨を理解しているのか。	<p>貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>すべての教職員は、P1「1いじめ防止等のための対策に関する基本理念」に記載のとおり、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して対策を講じなければいけません。いじめ防止に係る教職員の資質向上を図るとともに、カウンセリングマインドを生かして、児童生徒一人一人の内面理解に基づいた生徒指導が推進できるよう、学校に対して指導してまいります。</p>

4	<p>いじめの定義が広がったことで、学校現場の対応が追いつかないことがあるのではないかと心配している。</p>	<p>貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>いじめの定義の拡大と組織的な認知によって、初期段階のいじめにも迅速に対応できるようになる一方で、報告事項が膨大な数になることで教員の負担が増える等、学校現場の対応が追いつかないことも懸念されます。そこで、P10(3)「いじめ事案における学校内の情報共有」に記載してあるとおり、市では現場の負担を軽減できるよう、統一の報告様式を作成し、共有した情報を簡潔に報告できるようにしました。さらに、学校いじめ問題等対策委員会が中心となり、外部専門家の助言を得ながら、組織的な対応を行うことで、重大事態が見逃されることや教職員の判断の偏りを防止できることから、これまで以上に負担が軽減できるものと考えております。</p>
---	---	--

平成29年度 一般会計 教育委員会関係 9月補正予算(案)

(歳入)

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細 節 : ○ 細々節 : ・
14国庫支出金 03委託金 03教育費委託金 01教育総務費委託金 (教育政策室)	2,500	1,939	4,439	○02教員養成・採用・研修の一体的改革推進事業 【補正理由】 国委託金の交付決定に伴う補正	1,939
15県支出金 03委託金 04教育費委託金 01教育総務費委託金 (教育政策室)	0	200	200	○01英語教育強化推進事業 【補正理由】 県委託金の交付決定に伴う補正	200
20諸収入 07雑入 04雑入 02雑入 (教育政策室)	446	1	447	○12雇用保険本人負担金 【補正理由】 国委託金の交付決定に伴う補正	1

(歳出)

(単位:千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 01教育総務費 05教育センター事業 01教育センター管理運営費 01教育センター管理運営費 (教育政策室)	16,958	17,003	33,961	節11需用費 ○06修繕費 ・02施設 【補正理由】 空調機の作動不全により、入れ替えに伴う補正	17,003 17,003 17,003

(単位：千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 01教育総務費 05教育センター事業 02就学・教育相談事業 03小学校自己肯定感育成事業 (教育政策室)	14,894	332	15,226	節07賃金 ○02非常勤嘱託員賃金 【補正理由】国委託金の交付決定に伴う補正	332 332
10教育費 01教育総務費 05教育センター費 03研究・研修事業 01研究・研修事業 (教育政策室)	7,061	1,807	8,868	節08報償費 ○01講師謝礼 節09旅費 ○02普通旅費 節11需用費 ○01消耗品費 ・01事務用消耗品 ○03食糧費 ・01会議賄い ○04印刷製本費 ・01印刷製本 節13委託料 ・05プログラミング教育研修業務 【補正理由】国及び県委託金の交付決定に伴う補正	60 60 20 20 395 286 286 12 12 97 97 1,332 1,332

教育委員提案について

平成29年第7回教育委員会(定例会)

平成29年7月27日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 各学校における産官学民との連携の状況等について…………… 1
(教育政策室)
- ② 教員同士で学び合い、高め合う研究協議について…………… 5
(教育政策室)
- ③ 図書館の今後の運営について…………… 当日配付
(図書館・郷土博物館)

各学校における産官学民との連携状況について

カテゴリ	事業者	概要	教員	戸	戸	新	美	笹	戸	戸	喜	笹	新	美	戸	戸	美	喜	新	笹	第3次戸田市教育振興計画 施策の体系（下欄の番号は施策 の方向の番号 別紙参照）	
				一	二	曾	谷	目	東	南	沢	東	北	女	芦	田	東	中	中	中		中
全国学調及び県学調の 分析活用	国立教育政策研究所	教員の配置等に関する教育政策の実証に関する研究	○																		1 確かな学力の育成 6 教員の資質向上・支援	
	埼玉県教育委員会	市内小中学校教員に対する質問紙調査の分析	○																			
	慶應義塾大学	市内小中学校教員に対する質問紙調査の分析	○																			
アクティブラーニングの推進	CoREF（東京大学）	協調学習の手法を活用した授業の研究と実践	○																		1 確かな学力の育成 4 国際社会で活躍できる 人材の育成	
	㈱ベネッセコーポレーション	ALJレブリックの作成	○																			
プログラミング教育の試行	㈱アーテック	ロボット教材の提供、研修会	○							○											1 確かな学力の育成 5 新しい学びの創造 6 教員の資質向上・支援	
	Intel	教員向け研修会	○			○																
	NPO子ども教育研究会“やおわらし”	小学生や保護者のためのプログラミング入門 教育事業（佐々木豊氏）	○																			
	一般社団法人CEEジャパン	ロボット教材（Bee-bot）の提供					○															
	㈱情報通信総合研究所	プログラミング教育のアドバイザー （平井聡一郎氏（21世紀型スキル育成 アドバイザー））	○																			
	㈱ソニーグローバルエデュケーション	ブロック型のプログラミング教育用ロボット （KOOV）の貸与	○																			
	フューチャーインスティテュート㈱	カリキュラムマネジメント研修会	○																			
㈱ベネッセコーポレーション	コンテンツの提供、カリキュラムの作成、研修会	○		○																		
経済教育の導入	青山学院大学	経済教育の研究協力	○																		5 新しい学びの創造	
	一般社団法人CEEジャパン	経済教育の実施	○																			
英語教育の接続と充実	放送大学大学院、国立教育政策研究所	英語教育推進委員長（渡邊寛治氏）	○	○					○												1 確かな学力の育成 4 国際社会で活躍できる 人材の育成 5 新しい学びの創造 6 教員の資質向上・支援	
	上智大学大学院	中学校英語教育推進委員会研修会（渡部良典氏）	○																			
	公益財団法人日本英語検定協会	英検 3級補助事業																				
	㈱埼玉英スクール	英検 3級合格対策講座																				
Reading Skillsの研究	国立情報学研究所	Reading Skill testを市内全校で実施し、 共同研究（新井紀子氏）	○																		1 確かな学力の育成 6 教員の資質向上・支援	

各学校における産官学民との連携状況について

カテゴリ	事業者	概要	教員	戸一	戸二	新曾	美谷本	笹目	戸東	戸南	喜沢	笹目東	新曾北	美女木	芦原	戸田中	戸東中	美笹中	喜沢中	新曾中	笹目中	第3次戸田市教育振興計画 中 施策の体系（下欄の番号は施策 の方向の番号 別紙参照）		
理数教育の充実	お茶の水女子大学	授業研修会の実施（12校）	○																			1 確かな学力の育成		
	東京農業大学	(プログラミング教育) (佐々木豊氏)																						
	エルブレイス	(ブロックとロボットで学ぶ科学教室)																						
	ケニス(株)	(教育用理化学機器販売会社)																						
	Code for TODA	(プログラミング教育)																						
	(株)コニシ	(学校教材販売会社)																						
	科学クラブ彩ネット	(理科実験教室)																						
	東京ガス(株)埼玉支社	(理科実験教室)																						
	戸田市理科ボランティア	(顕微鏡を使った観察)																						
	Travelling museum博物館倶楽部	(観察・実験サークル)																						
	(株)ナリカ	(理科実験に関する機械、器具、消耗品販売会社)																						
(株)リバネス	冊子 (someone) 提供																○	○	○	○	○			
特別支援教育の充実	国立特別支援教育総合研究所	特別支援教育研究部研修会 (李熙馥博士)	○																			8 特別支援教育の充実		
	筑波大学	特別支援教育研究部研修会 (柘植雅義氏)	○																					
ICTの積極的な活用	Google	Chromebookの貸与			○																	1 確かな学力の育成 5 新しい学びの創造		
	(株)シャストシステム	タブレットの貸与、ドリル教材 (スマイルゼミ)						○																
	ダイワボウ情報システム(株)	WEB会議システム (WebEX) の提供							全小・中学校の校長室に設置															
	凸版印刷(株)	やるKeyの実施IDを配布							全小 学 校															
IntelTeach教員研修	Intel	戸田市MT養成研修、21世紀型スキル養成研修	○																			6 教員の資質向上・支援		
	キャリアリンク(株)	戸田市MT養成研修、21世紀型スキル養成研修	○																					
非認知スキルの育成	国立教育政策研究所	非認知能力に関する研究															全 中 学 校					1 確かな学力の育成 5 新しい学びの創造		
	東京大学	非認知能力に関する研究																						
生徒指導の充実	埼玉県警察	交通安全教室・薬物乱用防止教室・暴力防止教	○						全小・中学校で実施													2 豊かな心の育成		
	青山学院大学	エンカウンターやロールプレイを取り入れた 体験的なプログラム (いじめ対応プログラム)																						
	あさか総合法律事務所	いじめ防止DVDの共同作成																						
	(株)シャストシステム	不登校対策の研究 (スマイルゼミ)							ステップ教室															
放課後や家庭学習の充実	(株)栄光 (栄光ゼミナール)	市内中学校で補習授業委託を実施 (過年度)															全中学校希望者対象					1 確かな学力の育成		
	(株)学研教育みらい	市内中学校で補習授業委託を実施																						

各学校における産官学民との連携状況について

カテゴリ	事業者	概要	教員	戸	戸	新	美	笹	戸	戸	喜	笹	新	美	芦	戸	戸	美	喜	新	笹	第3次戸田市教育振興計画 施策の体系（下欄の番号は施策 の方向の番号 別紙参照）
				一	二	曾	谷	目	東	南	沢	目	東	北	女	原	田	東	中	中	中	
体力向上	西部ライオンズ	投力教室、授業支援		○		○																3 健やかな体の育成
	埼玉アストライア	投力教室		○		○	○		○			○		○								
	特定非営利活動法人 戸田スポーツクラブ	チャレンジマット・跳び箱教室		小学校4年生の希望者を1つの学校へ集めて実施																		
	青山学院大学	スポーツふれあい体験授業、部活支援				○			○													
その他	(株)スプリックス	チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業 (業務改善コンサルティング)							○	○												6 教員の資質向上・支援
	認定NPO法人Teach For Japan	4名の臨時任用教員を配置					○			○	○					○						
	(株)ソニーグローバルエデュケーション	菊池氏	全小・中学校を対象としたプレゼンテーション大会への協力																			4 国際社会で活躍できる 人材の育成
	(株)情報通信総合研究所	平井氏（21世紀型スキル育成アドバイザー）																				
	フューチャーインスティテュート(株)	為田氏（21世紀型スキル育成アドバイザー）																				
	(株)リバネス	森安氏（21世紀型スキル育成アドバイザー）																				

第3次戸田市教育振興計画（P73-74）施策の体系

基本目標	施策の方向	施策	主な取組
1 よりの学力と生徒指導の充実を図る	1 確かな学力の育成	1 楽しく、わかり、のばす授業の充実	・学力向上に向けた取組 ・指導力の向上に向けた取組 ・アクティブ・ラーニング*の推進 ・協調学習*の推進
		2 学習意欲の向上と学習習慣の確立	・家庭での学習への情報提供や支援
		3 学習機会の確保と学習支援	・放課後等を活用した学習支援 ・就学支援
	2 豊かな心の育成	4 情操を豊かにする教育の充実	・情操を育む体験 ・交流活動（自分や他者をいたわる気持ちの涵養 等）
		5 道徳的実践力や規範意識・社会性の育成	・道徳の授業の充実 ・ボランティア活動 ・社会体験活動の充実
		6 生徒指導と相談・支援体制の充実	・生徒指導の充実 ・児童生徒・保護者への相談・支援体制の充実
	3 健やかな体の育成	7 健康教育、食育、学校安全の推進	・健康教育の充実 ・学校における食育の推進 ・学校安全の推進
		8 健康づくり・体力向上の推進	・体力向上の推進 ・部活動の充実
	4 国際社会で活躍できる人材の育成	9 能動的に課題を見付け対応する力の育成	・アクティブ・ラーニング*の実施（再掲） ・協調学習*の推進（再掲） ・情報教育の推進（ICT*教育等） ・ESD*の推進
		10 国際社会で活かせるコミュニケーション力の育成	・国語教育の充実 ・外国語教育の充実 ・情報教育の推進（ICT*教育等）（再掲）
2 よりの産官学民及び家庭・地域と連携し、知のリソースの活用を図る	5 新しい学びの創造	11 民間の教育力の活用	・学習塾等と連携した教育支援
		12 学習支援器材の充実	・ICT*機器等の積極活用
	6 教員の資質向上・支援	13 教員の指導力の向上	・教科指導力の向上に向けた取組 ・保護者・地域とのコミュニケーション力強化に向けた取組
		14 教員が児童生徒と向き合える体制づくり	・多忙への対応 ・教員の健康管理・相談支援（問題や悩みへの対応含む）
		15 保護者・地域からの信頼の醸成	・学校応援団の充実 ・学校評価の推進 ・保護者・地域とのコミュニケーション力強化に向けた取組（再掲）
	7 学校施設・設備の充実	16 安全・安心な教育環境の確保	・教育施設・設備の充実
		17 ICT*環境の充実	・ICT*環境の充実
	8 特別支援教育*の充実	18 特別支援教育*の充実	・特別支援教育*の推進 ・共に学ぶ環境づくり
		19 相談・支援体制の強化	・早期発見・療育支援、保護者への支援
	9 家庭・地域の教育力向上	20 就学前教育への支援	・保育園、私立幼稚園への支援 ・学びへの興味の醸成
		21 家庭教育への支援	・適切な生活習慣確立に向けた支援 ・家庭への情報提供・相談支援の充実
22 保護者同士の交流・学習機会の充実		・保護者同士の交流・学習機会の充実	
10 家庭・学校・地域の連携	23 教育関連組織・団体活動への支援	・子供会活動への支援 ・PTA 活動等への支援	
	24 子供の安全な居場所づくり	・学童保育の充実 ・放課後子ども教室の充実 ・既存施設の積極的な活用	
	25 青少年の健全育成	・家庭・学校・地域と連携した青少年の健全育成	
	26 戸田市らしい教育の推進	・地域の人材・団体・施設等と連携した学習の推進 ・自然環境を活かした体験学習の推進	
11 生涯学習・生涯スポーツの推進	27 生涯学習活動の推進	・市の多様な生涯学習関連施設を活用した学習の推進 ・生涯学習団体への支援	
	28 文化・スポーツ活動環境の整備	・地域資源を活かした文化・スポーツの推進 ・放課後・土曜日の学校施設の開放 ・文化活動団体・スポーツ活動団体との連携強化	

教員同士で学び合い、高め合う研究協議

これまでの研究協議

机を講義型や口の字型に並べて、司会者が指名した人が順に発表していく形式。

→**発言が少ない。一部の人だけの意見で協議が進んでしまう。**



教員同士で学び合い、高め合う研究協議

新たな研究協議の取組

- 小グループのワークショップ形式で、付箋やタブレットPCを使い、互いの意見をテーマに沿って分類していく形式。
 - 全員が自分の意見を発表しやすく、協議が深まる。
 - ファシリテーターが協議の方向性を導き、活性化を図ることができる。



ワークショップ形式



教員同士で学び合い、高め合う研究協議

新たな研究協議の取組

- 席を設けず自由に話し合うワールドカフェ形式。
→隣同士で気軽に意見交換ができる。（付箋を使って可視化）
- 講師を招聘して教員対象の模擬授業
→教員自らが生徒役になることで授業の流れや発問を客観的に捉えることができる。



ワールドカフェ形式



模擬授業形式

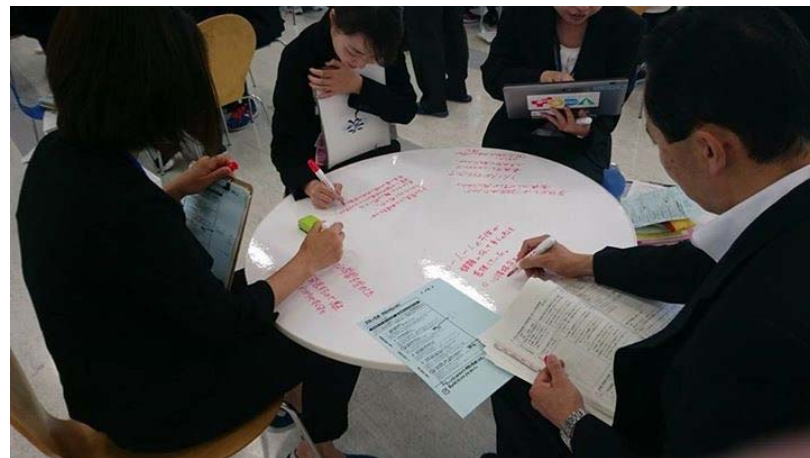


教員同士で学び合い、高め合う研究協議

学校訪問改革

今年度新たに、学校訪問の研究授業、研究協議の在り方を見直し、**全員で一つの授業を参観し、協議することとした。**
校内研修の学校研究課題と関連性をもたせることで、校内研修の活性化を図っている。

これまでは教科間の情報共有が図りにくかったが、全員で共通のテーマで一つの授業について協議することで、学校全体で組織的に授業改善に取り組むことができる。



子供も教員も学び会う授業研究

主体的、対話的で深い学びの実現に向けて



報告事項

平成29年第7回教育委員会(定例会)

平成29年7月27日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 平成29年第3回戸田市議会定例会（6月）における要望等事項について…………… 1
- ② 「戸田市立中学校学校選択制のご案内」冊子の配付について……………別紙
（学務課）
- ③ 学校総合体育大会二市大会の結果及び県大会出場種目について…………… 2
（教育政策室）
- ④ その他

議 会 に お け る 要 望 等 事 項

担当部名 教育委員会事務局

平成 2 9 年 第 3 回 議 会		執 行 部 局	
会議の別 発言議員名 担当課名	要 望 等 要 旨	回 答 要 旨	今 後 の 対 策
一般質問 竹内議員 教育政策室	医療的ケア児が特別支援学校へバス通学するための看護師の配置について、県へ働きかけることを要望する。	医療的ケア児が特別支援学校へバス通学するための看護師の配置やその他の支援について、県へ要望する。	回答要旨のとおり

報告事項③

平成29年度 学校総合体育大会二市大会の結果（戸田市）

種 目	結 果					
	戸田中	戸田東中	美笹中	喜沢中	新曽中	笹目中
野 球					3位	
サッカー	3位			<u>2位</u>		
ソフトボール				3位		<u>1位</u>
バスケット ボール		男3位	女3位		<u>男2位</u>	<u>男1位</u> <u>女1位</u>
バレーボール	<u>男1位</u> <u>女2位</u>			4位	男3位	<u>女1位</u>
ソフトテニス	<u>個女8位</u>			団女3位 <u>個女5,6位</u>	<u>個男3位</u> <u>個女3位</u>	<u>団男2位</u> <u>団女1位</u> <u>個男1,4,5,6位</u> <u>個女1,4,7位</u>
卓 球	団女3位 <u>個男ダ3位</u> <u>個女シ1位</u> <u>個女ダ4位</u>	<u>個男シ3位</u>	<u>団男3位</u>	<u>個男ダ4位</u>	<u>団男1位</u> <u>団女2位</u> <u>個男シ1,2位</u> <u>個男ダ1,4位</u> <u>個女シ3位</u>	<u>団男2位</u> <u>個男ダ2位</u>
柔 道	個男3位				<u>個女1位</u>	
剣 道	<u>団男2位</u> <u>個男2位</u> <u>個男6位</u>	<u>団女1位</u> <u>個男7位</u> <u>個女1位</u> <u>個女3,4,6,7,8位</u>		<u>個男4,8位</u>		<u>団男1位</u> <u>団女2位</u> <u>個男3,5位</u>
バドミントン (女子)	<u>個シ1位</u> <u>個ダ2位</u>	<u>個シ2位</u>			<u>団2位</u> <u>個シ3,5位</u> <u>個ダ1,3位</u>	

.....は、県大会出場。

_____は、県南大会出場。 県南大会は、 6月15日（木）に開催。

平成29年度 学校総合体育大会県大会出場種目

	競 技	種 目 等
戸 田 中	(1) 陸 上	男子 共通3000m 共通1500m 共通800m 共通200m 3年100m 2年100m 共通走幅跳 女子 1年100m 共通走幅跳
	(2) バレーボール	男子
	(3) 卓 球	男子個人ダブルス1組 女子個人シングルス1名
	(4) 剣 道	男子団体
戸 田 東 中	(2) 剣 道	男子個人1名 女子団体 女子個人4名
新 曾 中	(1) 陸 上	男子 1年100m 共通1500m 共通3000m 3年110mH 女子 2年200m 2年800m 共通1500m 4×100mR
	(2) 卓 球	男子団体 男子個人シングルス2名、ダブルス1組 女子個人シングルス1名
	(3) 体 操	男子個人1名 女子団体 女子個人総合9名
笹 目 中	(1) 陸上競技	男子 3年100m 3年400m 1年1500m 共通砲丸投 女子 共通走幅跳
	(2) バスケットボール	女子
	(3) バレーボール	女子
	(4) ソフトテニス	男子個人2組 女子団体 女子個人1組
	(5) 剣 道	男子団体 男子個人2名
	(6) ソフトボール	女子
	(7) 卓 球	男子団体 男子ダブルス1組